

令和8年度「おかやまマーケティング・ラボ」事業委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度「おかやまマーケティング・ラボ」事業委託業務

2 業務概要

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」（以下「アンテナショップ」という。）において、県産品の「売れる商品づくり」を図るため、課題に基づくテーマを設定し、マーケティングを重視した調査、分析について、創意工夫を交えた実験的な取組により解決策を提案するとともに、その結果をアンテナショップ運営事業者や県内事業者へフィードバックする。

3 業務内容

(1) インバウンド向け県産品ブラッシュアップ支援

今後の増加が見込まれるインバウンドの土産品購入需要等に対応していくため、既存商品のブラッシュアップに取り組む事業者を支援するもの。

① 参加事業者及び商品の選定

- ・インバウンド向け県産品ブラッシュアップ支援の参加事業者を募集し、最終的な参加事業者を3社から4社（1社1商品）程度選定する。事業者選定に当たっては、県と協議の上決定する。
- ・参加事業者募集の周知について、県も受託者と協同行うものとする。
- ・事業者選定に当たっては、アンテナショップ1階店舗運営事業者との調整を図ること。
- ・選定にあたっては、将来的な販路拡大可能性、改良余地等を踏まえること。

② インバウンド市場における試験販売及び調査分析

- ・インバウンド来訪者が多い商業施設等において、上記①で選定した対象商品の試験販売を実施すること。
- ・購買行動、国籍別嗜好、購入理由（味、価格、容量、パッケージ、多言語表示等）等を調査・分析すること。
- ・必要に応じて試食提供やアンケート調査等を実施すること。
- ・分析結果を整理し、商品改良に向けた課題を抽出すること。

③ 商品ブラッシュアップの実施

- ・②の調査結果を踏まえ、具体的な改善点、工夫点、売り方等を提案するとともに、協力事業者と調整を行いながら、デザイン支援も含めた商品のブラッシュアップ等を行うこと。
- ・商品のブラッシュアップ等の実施に当たっては、協力事業者や関係者等の意向を十分踏まえること。

④ アンテナショップ等におけるテスト販売

- ・③でブラッシュアップした商品について、アンテナショップ及び（1）②で試験販売を行った商業施設において一定期間テスト販売を実施すること。
- ・販売に当たっては、商品についてのアンケート調査等を行い、更なるブラッシュアップに繋げるとともに、POPの掲出状況や商品ディスプレイ等による、売り場内の消費者行動に及ぼす効果測定など、販売促進に関するラボ（実験）を行うこと。
- ・開発商品は、開発を行った参加事業者が自由に販売できるようにすること。

⑤ アンテナショップを活用した商談会の開催

- ・新たな販路開拓に向けて、参加事業者と百貨店・セレクトショップ等のバイヤーとの商談会を開催すること。
- ・分析結果を参加事業者へフィードバックし、商談資料等に活用可能な形で整理すること。

⑥ アンテナショップ運営事業者等へのフィードバック

- ・当事業のプロセス及び成果をアンテナショップ1階店舗運営事業者や県内事業者へフィードバック

クするため、セミナーの実施など効果的なフィードバックの方策を講じること。

(2) アンテナショップ1階店舗及び2階飲食店を活用したマーケティング調査・分析

アンテナショップ2階飲食店運営事業者と連携し、アンテナショップ1階店舗で販売中の県産加工食品を使用（アレンジ）したメニューを開発、2階飲食店「ビストロカフェももてなし家」で提供し、消費者評価を収集するとともに、使用した県産加工食品の1階店舗における売上変化等について調査・分析を行うもの。

① 参加事業者及び商品の選定

- ・アンテナショップ1階店舗において商品を販売している事業者の中から参加事業者を募集し、最終的な参加事業者を3社から4社（1社1商品）程度選定する。事業者選定に当たっては、県と協議の上決定する。
- ・参加事業者募集の周知について、県も受託者と協同して行うものとする。
- ・事業者選定に当たっては、アンテナショップ1階店舗及び2階飲食店運営事業者との調整を図ること。
- ・選定にあたっては、将来的な販路拡大可能性、メニュー開発適性等を踏まえること。

② 県産加工食品を使用したメニュー開発及び2階飲食店「ビストロカフェももてなし家」での提供

- ・アンテナショップ2階飲食店運営事業者と協働し、1階店舗で販売中の県産加工食品を使用したメニュー（3～4品程度）のレシピ制作を行い、メニュー確定までの調整を行うこと。なお、試作は2階飲食店スタッフが対応することとし、受託者が厨房において実際に調理や料理指導等は行わないものとする。
- ・開発したメニューについては、期間限定でフェアを展開すること。また、フェア期間中におけるレストランへの誘客及び開発したメニューに使用された対象商品の販売促進に向けたチラシ及びPOPを作成すること。なお、フェア開催期間や、チラシ及びPOPの規格及び数量については、県と協議の上、決定するものとする。

〈メニュー開発及び提供に係る費用負担について〉

当該メニューの開発及び提供について、使用する県産加工食品を除く食材費、調理人件費、光熱水費、店舗運営経費等については、アンテナショップ2階飲食店運営事業者の負担とし、その他の費用については受託者側の負担とする。

③ 消費者評価（定性調査等）及び成果分析について

- ・提供メニューに対する満足度、再来店意向、使用した県産加工食品の購買行動等についてヒアリング調査を行うなど、定性・定量調査を実施すること。
- ・上記調査結果等を分析し、当該メニュー開発が、1階店舗での対象商品の販売増加や認知向上につながるか検証及び分析を行うこと。

④ アンテナショップ運営事業者等へのフィードバック

- ・アンテナショップ1階店舗及び2階飲食店運営事業者、県内事業者に対し、業務用販路開拓や商品改良に活用可能な形でフィードバックを行うこと。
- ・飲食店での活用事例として整理し、業務販路開拓資料として活用可能な成果物を作成すること。

(3) 打ち合わせ等

- ・原則として、東京都内や岡山県内、もしくは、ウェブ上において定期的に打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせに際しては、事前に必要な情報収集を行うとともに、県に対して、効果的な情報発信や販売促進に関する提案等を行うこと。
- ・必要に応じて、県と協同で関係箇所に説明を行い、調整を行うこと。
- ・打ち合わせの結果については、その都度、記録にまとめ、県に提出すること。

(4) 成果物

- ・事業の成果物として、一連の業務内容や分析結果についてまとめたレポートを作成し、県へ提出すること。
- ・年度途中で県から個別に成果の提出を求められた場合は、それまでの成果について取りまとめ

た上で提出すること。

4 実施体制

実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ、作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。

また、県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

5 委託業務の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守すること。なお、受託者がこれに反した場合、岡山県知事は委託契約額の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務実績報告書（様式任意）を作成し、報告しなければならない。
- (2) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- (3) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (4) 原則として、業務の再委託は禁止とする。ただし、県が承認する場合においては、この限りではない。

6 精算

本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

7 委託予定期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間とする。

8 委託限度額

7,384,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 著作権等

- (1) 各種デザイン写真等、当事業による製作物に係る著作権は、原則として、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

10 その他

- (1) 参加事業者から県に提出された提案書等は、本業務の実績以外の目的で使用しないものとする。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならないものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県、協力事業者及び個人の事実・情報等については、契約期間中のみならず、契約終了後も守秘義務を遵守することとする。
- (4) 本業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度、県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (5) 本業務の内容について、随時、進捗や経費の状況を県に報告するとともに、協議を行い、効果的な実施に向けた調整を行うこと。